

伊東市告示第176号

送達を受けるべき者の住所（居所）不明により送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

令和8年7月14日

伊東市長 杉本 憲也

1 送達すべき書類

令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

宇田川 惣一

3 公示送達とする理由

送達を受けるべき者の住所（居所）が不明のため

（注意）

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

なお、当該書類は伊東市役所総務部課税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、直ちに交付する。